

茨城町の給与・定員管理等について

【公表内容は、総務省の公表様式に基づくものです。】

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 34,602	千円 10,940,983	千円 332,793	千円 2,486,712	% 22.7	% 21.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 249	千円 1,005,392	千円 155,722	千円 375,782	千円 1,536,896	千円 6,172	千円 5,832

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

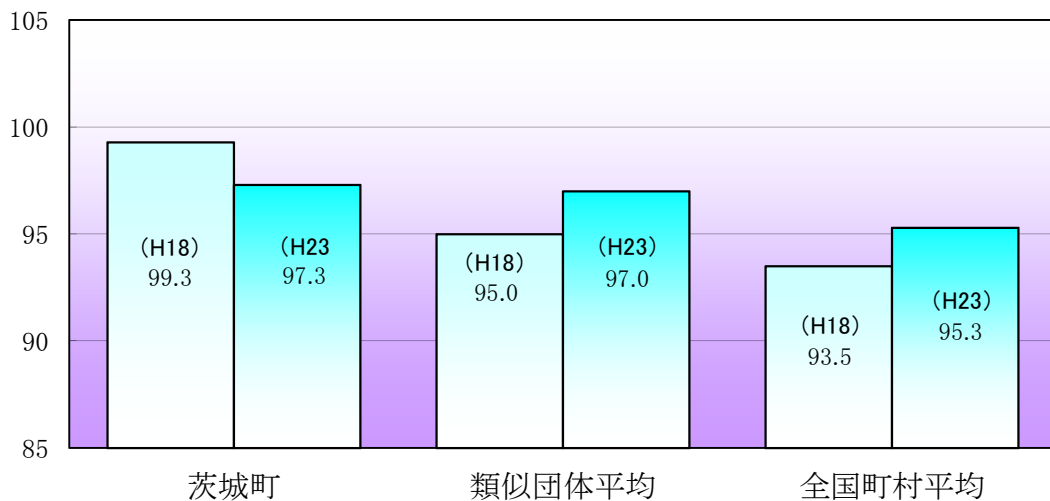
2 職員数は、平成22年4月1日現在の一般職の職員数です。

(3) 特記事項

①一般職について、給料を一律1%減額しています。(実施期間:平成24年4月1日～平成25年3月31日)

②特別職について、町長は10%、副町長及び教育長は7%減額しています。(実施期間:平成23年7月1日～平成27年3月31日)

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
23年度	396,824円	397,723円	△899円	△0.23%	△0.23%	△0.23%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給割合 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
23年度	3.987月	3.950月	0.037月	0.00月	3.95月	3.95月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

※表示額については、給料減額前の数字になります。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
茨城町	44.8 歳	342,100円	399,749円	362,157円
茨城県	43.1 歳	341,906円	421,802円	374,580円
国	42.3 歳	327,205円	—	397,723円
類似 団体	42.9 歳	324,842円	392,010円	357,132円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
茨城町	43.0歳	1人	335,497円	378,667円	373,197円	-	-	-	-
うちその他	43.0歳	1人	335,497円	378,667円	373,197円	-	-	-	-
茨城県	49.4歳	438人	341,159円	386,659円	367,131円	-	-	-	-
国	49.5歳	3689人	283,862円	-	321,662円	-	-	-	-
類似団体	48.7歳	15人	290,487円	318,629円	307,572円	-	-	-	-

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
茨城町	5,947,843円	-	-
うちその他	5,947,843円	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成19年度～21年度の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているのではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
茨城町	42.6歳	323,700円	339,286円
茨城県	45.2歳	390,029円	435,985円
類似団体	41.4歳	306,945円	332,091円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		茨城町	茨城県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	172,200円	172,200円
	高 校 卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高 校 卒	140,100円	135,600円	-
	中 学 卒	-	129,200円	-

※表示額については、給料減額前の数字になります。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	-	303,980円	342,125円
	高 校 卒	-	-	308,666円
技能労務職	高 校 卒	-	-	-
	中 学 卒	-	-	-

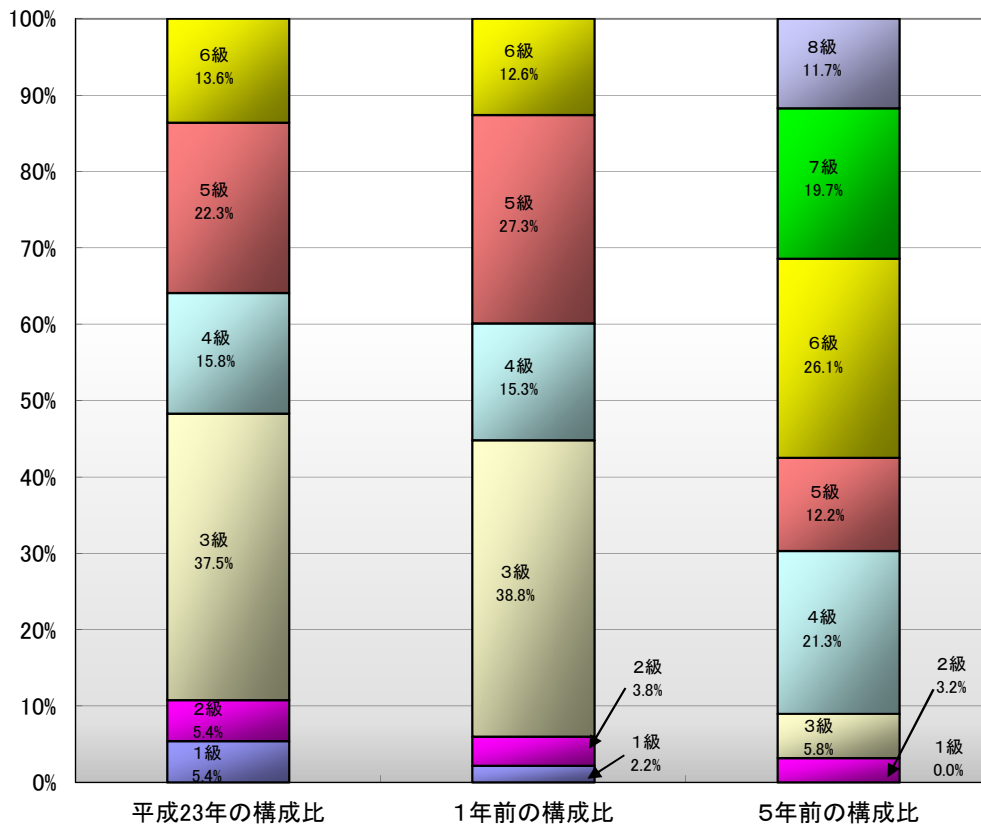
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補	10人	5.4%
2 級	主事	10人	5.4%
3 級	主幹	69人	37.5%
4 級	係長・主査	29人	15.8%
5 級	課長補佐	41人	22.3%
6 級	部長・課長	25人	13.6%

(注) 1 茨城町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※ 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1 勤務成績評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
- 2 昇給への勤務成績の反映状況
 - ・目標による管理シート及び人事評価表の評価点を基に成績区分を決定する。
 - ・成績区分は、S(極めて良好)、A(特に良好)、B(良好)、C(やや良好でない)、D(良好でない)の5区分。
 - ・上位区分を全体の20%以内に設定。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

茨城町	茨城県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,503 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,677 千円	1人当たり平均支給額(22年度) — 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

<p>1 勤務成績評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。</p> <p>2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 ・目標による管理シート及び人事評価表の評価点を基に成績区分を決定する。 ・成績区分は、S(極めて良好)、A(特に良好)、B(良好)、C(やや良好でない)、D(良好でない)の5区分。 ・区分割合を概ね上位区分40%、標準区分60%になるよう設定。</p>
--

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

茨城町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 13,449 千円 27,923 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給していない。

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	2,941 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	40,841 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度決算)	24.08 %		
手当の種類(手当数)	11		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	町税の賦課及び徴収に関する事務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額1,000円
国民健康保険税事務手当	国民健康保険税の事務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額1,000円
感染症防疫作業手当	感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は感染症の病原体を有する家畜若しくは感染症の病原体を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき	左記業務に従事した職員	日額1,500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	左記業務に従事した職員	1件 3,000円
救急業務手当	消防本部及び消防署に勤務する職員が、救急業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	1回200円
機関勤務手当	自動車運転の資格を有し、機関の運用操作に従事する者	左記業務に従事した職員	月額正機関員2,000円、副機関員1,500円
出動手当	災害に出動し、防御活動及び救護活動に従事した消防職員	左記業務に従事した職員	1回200円
夜間特殊業務手当	消防本部及び消防署に勤務する消防職員で交替制勤務を正規の勤務としているものが深夜勤務(午後10時から翌日午前5時まで)に従事した場合	左記業務に従事した職員	深夜勤務時間が5時間以上の場合300円、深夜勤務時間が2時間以上の5時間未満の場合200円、深夜勤務時間が2時間未満の場合150円
救急救命士手当	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額3,000円
保健師業務手当	保健師業務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額1,500円
保育士業務手当	保育士業務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額6,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	69,090 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	246,749 円
支給実績(21年度決算)	39,281 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	154,045 円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 (配偶者がいない場合1人のみ11,000円) ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	40,168 千円	254,226 円
住居手当	・借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給(家賃の額に応じ27,000円限度に支給)	同じ	—	11,460 千円	92,418 円
	・自宅の場合 世帯主である職員に対し1,000円支給	異なる	支給なし		
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヶ月定期の価格を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～25,000円を支給	異なる	距離による加算	32,589 千円	117,228 円
管理職手当	管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、町規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、町規則で定める基準に従い支給する。 ・部長 給料月額10% ・課長 給料月額8%	異なる	国は、「俸給の特別調整額」として、当該職員に適用される俸給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、俸給の特別調整額欄に定める額を支給	13,067 千円	435,561 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日(代休を指定されたときは休日に代わる代休日)における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間あたりの給与額×135/100	同じ	—	12,569 千円	380,867 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時)に勤務した職員に支給 ・1時間あたりの給与額×25/100	同じ	—	2,772 千円	81,538 円
職員派遣手当	県及び他の団体に派遣された職員に対し派遣手当を支給する。 月額20,000円とする。ただし、派遣先より同種の手当が支給される場合は、支給しない。	異なる	—	720 千円	240,000 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 ・通常の宿日直勤務 4,200円/回 (勤務時間5時間未満 3,150円/回)	異なる	—	381 千円	42,350 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給(1回あたりの単価) ・部長、課長とも 8,000円(6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額)	同じ	—	744 千円	24,800 円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	町 長 副 町 長	694,000	(868,000)	円	(参考)類似団体における最高/最低額
		567,000	(668,000)	円	909,000 円/ 76,700 円 750,000 円/ 311,500 円
町長においては平成19年7月1日から平成23年4月26日まで20%, 副町長にあつては平成19年7月1日から平成23年4月26日まで15%それぞれ給料月額から減額					
報 酬	議 長	354,000		円	499,000 円/ 227,000 円
	副 議 長	318,000		円	430,000 円/ 182,000 円
	議 員	310,000		円	400,000 円/ 157,000 円
期 末 手 当	町 長	(22年度支給割合) 2.95 月分 (役職加算(15%)加算措置有り)			
	副 町 長	(22年度支給割合) 2.95 月分 (役職加算(15%)加算措置有り)			
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100		(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100		1,527万円	任期ごと
				703万円	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

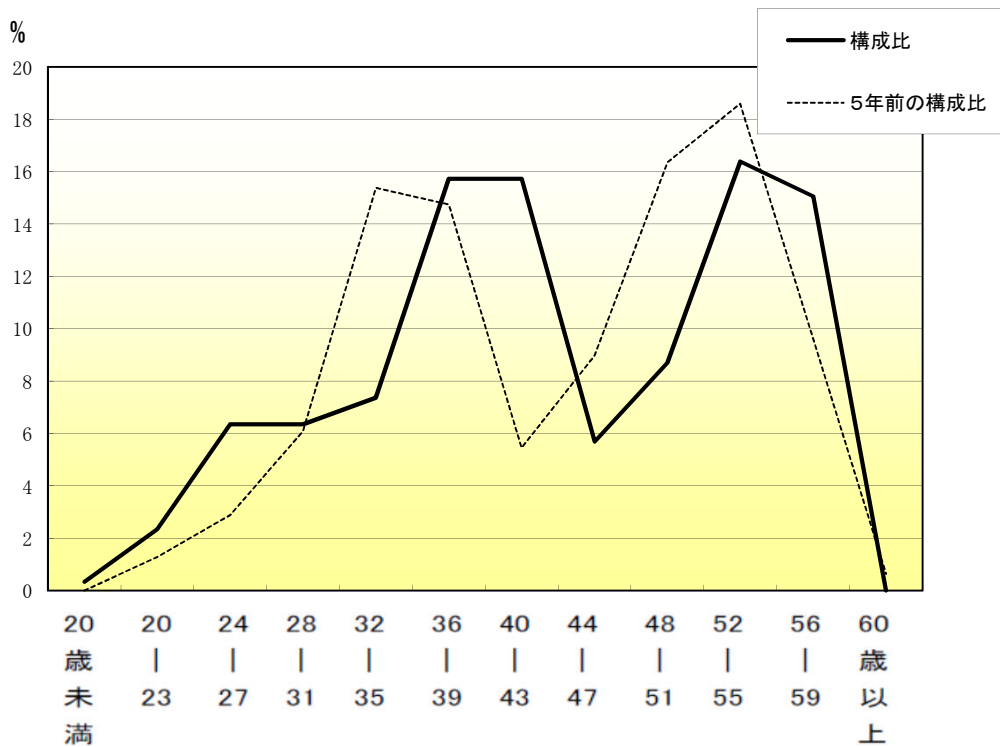
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	48	46	△ 2	欠員不補充
		税 務	22	23	1	震災に伴う資産税部門の増
		農 林 水 産	20	23	3	農業一般部門の充実
		商 工	4	5	1	商工一般部門の充実
		土 木	26	27	1	道路管理部門の充実
		民 生	21	23	2	社会福祉・児童福祉部門の充実
		衛 生	14	12	△ 2	欠員不補充
	計	158	162	4	<参考> 人口1万人当たりの職員数46.82人 (類似団体の人口1万人当たり職員数50.35人)	
		教 育	46	44	△ 2	欠員不補充
	消 防	46	47	1	消防業務の充実	
	小 計	250	253	3	<参考> 人口1万人当たりの職員数73.12人 (類似団体の人口1万人当たり職員数67.32人)	
公 営 会 企 業 計 等 部 門	水 道	13	15	2	水道部門職員の充実	
	下 水 道	13	13	0		
	そ の 他	20	19	△ 1	介護包括支援業務の民間委託	
	小 計	46	47	1		
合 計		296	300	4	<参考> 人口1万人当たりの職員数86.70人	
		[310]	[310]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳)23歳	24歳)27歳	28歳)31歳	32歳)35歳	36歳)39歳	40歳)43歳	44歳)47歳	48歳)51歳	52歳)55歳	56歳)59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	19人	19人	22人	47人	47人	17人	26人	49人	45人	0人	299人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		173人	166人	166人	160人	158人	162人	△11人 (△6.40%)
教育		47人	50人	47人	47人	46人	44人	△3人 (△6.40%)
消防		45人	45人	46人	45人	46人	47人	2人 (4.40%)
普通会計		265人	261人	259人	252人	250人	253人	△12人 (△4.50%)
公営企業等会計		47人	49人	46人	46人	46人	47人	0人 (0.00%)
総合計		312人	310人	305人	298人	296人	300人	△24人 (△3.80%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純利益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 643,837	千円 71,065	千円 91,367	% 14.2	% 14.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		基本給	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 13	千円 51,620	千円 5,706	千円 18,670	千円 75,996	千円 5,846

(参考) 普通会計平均 一人当たり給与費
千円 6,172

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- ①一般職について、給料を一律1%減額しています。(実施期間:平成24年4月1日～平成25年3月31日)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
茨城町	41.8歳	334,200円	507,073円
団体平均	45.6歳	362,100円	535,892円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城町		茨城町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)	
1,436 千円		1,503 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

茨城町				茨城町(一般行政職)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)				・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			
1人当たり平均支給額		— 千円 — 千円		1人当たり平均支給額		13,449 千円 27,923 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成23年4月1日現在)

茨城町では支給していません。

エ 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	38 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	4,800 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度決算)	61.5 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道施設管理業務手当	勤務時間外に水道施設の管理業務に従事した場合	左記業務に従事した職員	年末年始施設管理巡回勤務の場合日額3,200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	2,966 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	247,127 円
支給実績(21年度決算)	2,958 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	246,532 円

カ その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人 6,500円(配偶者がいない場合1人のみ11,000円) ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	1,596 千円	266,000 円
住居手当	・借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給(家賃の額に応じ27,000円限度に支給) ・自宅の場合 世帯主である職員に対し1,000円支給	同じ	—	693 千円	99,000 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヶ月定期の価格を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～25,000円を支給	同じ	—	1,548 千円	119,092 円
管理職手当	管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、町規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、町規則で定める基準に従い支給する。 ・部長 給料月額10% ・課長 給料月額8%	同じ	—	420 千円	419,704 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給(1回あたりの単価) ・部長、課長とも8,000円(6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額)	同じ	—	— 千円	— 円